

## 令和4年度第3回広島市大規模小売店舗立地審議会 会議概要

【日 時】 令和5年3月17日（金）10時30分～11時45分

【場 所】 広島市中区地域福祉センター5階 大会議室

【出席委員】 委員8名中6名出席

塚井誠人（会長）、伊藤雅、折本寿子、川原直毅、小林文香、細田みぎわ

【議 題】 届出案件に対する意見聴取

（THE RYOWA TRINITY TOWN（商業棟））

【公開・非公開の別】 公開

【傍 聴 者】 0名

【配付資料】 別添のとおり

【会議要旨】

＜主な質疑内容等＞

- 質問 1-1 1階及び2階駐車場の島状になっている駐車枠に車止めがない。設置を検討した方がよいのではないか。
- 回答 1-1 歩行者が駐車止めにつまずく等の事故防止のためにも、商業施設においては、一般的に島状の駐車枠には車止めを設置しない。設置は検討していない。
- 質問 1-2 駐車場出入口No.1及びNo.2のスロープの傾斜が大きい。出入りする車両の安全確保のため、傾斜を緩やかにする必要があると考える。
- 回答 1-2 土地の形状をいかして開発したため、傾斜が残った。出入口部分をカラー舗装にしたことや、場内を一方通行としたことで注意喚起を促している。今後状況を見て、必要に応じて注意喚起の看板やカーブミラーの設置を検討する。
- 質問 1-3 駐車場出入口No.1前道路は、交通量が増える時間帯がある。駐車場出入口No.1から車両を右折退場させることに疑問を感じる。
- 回答 1-3 事前の意見照会で出た警察からの意見を受け、駐車場出入口No.1からは右折出庫、駐車場出入口No.2からは左折出庫させることで、車両の流れを分散させ、計画地北側交差点に車を流さないように対応した。
- 質問 1-4 身体障害者用駐車場付近に歩行者通路や一時停止線があることは望ましくない。身体障害者用駐車場の位置を変更した方がよいのではないか。
- 回答 1-4 既存店での事故を踏まえ、適正な通路の位置を検証したことや、身体障害者用駐車場は店舗入口付近に設置する必要があること等、総合的な判断により現在の位置とした。
- 質問 1-5 駐車場内にカート置き場の設置をお願いしたい。
- 回答 1-5 1階風除室駐輪場No.1側及び2階エレベーターホール前に設置することを検討する。
- 質問 1-6 店舗駐車場と共同住宅棟用駐車場は干渉しないとの認識で合っているか。
- 回答 1-6 合っている。
- 質問 1-7 店舗東側の通路は、車両が通ることができるのか。

- 回答 1-7 できない。車両の誤侵入を防ぐため、看板やポストコーンの設置を検討する。
- 質問 1-8 共同住宅棟側の緑地はいかされているのか。緑地と共同住宅棟の間にフェンス等が立つことはないのか。
- 回答 1-8 緑地は、共同住宅棟住民への配慮で設置した。フェンス等の設置については確認する。
- 質問 1-9 騒音予測結果の数値が低くなっているのは、建物の構造によるものか。
- 回答 1-9 そうだ。
- 質問 1-10 荷さばき施設No.2を利用する荷さばき車両は、駐車場内を一周して入ってくるが、危険はないのか。
- 回答 1-10 主要な搬入は基本的に開店前に行う計画としている。営業時間中の搬入の際は、ドライバーに安全に注意して運転してもらう。
- 質問 1-11 歩行者通路のスロープが駐車場の車路に入り込んで見えるように見える。段差が生じるのであれば、危険ではないか。
- 回答 1-11 段差が生じないようにする。
- 質問 1-12 歩行者通路のスロープに手すりはあるか。あるとすればどこまで付くのか。
- 回答 1-12 手すりはない。
- 質問 1-13 店舗東側の通路の利用者はどれくらいいると想定しているか。通路の入口に適切な案内看板等を設置することが望ましい。
- 回答 1-13 地域交流センターへの動線及び関連施設への動線を兼ねて計画している。案内は運営していく中で検討したい。
- 質問 1-14 駐車場内の配置がこのようになった理由は何か。
- 回答 1-14 市場調査により自転車、バイクでの来店が多いと想定しており、駐輪場の確保を優先し、駐車場の配置を考えた。

#### 【審議結果】

大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定に基づく意見については、特段の意見を述べる必要がないと認める。